

別表三（二の三） 付表の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第62条の3第2項第1号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に掲げる土地等の譲渡（令和11年3月31日以前に行うものを除きます。以下この記載要領において「土地等の譲渡」といいます。）について同条第5項の規定の適用を受ける場合又は同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした法人が措置法令第38条の4第42項（土地の譲渡

等がある場合の特別税率）の規定の適用を受ける場合（措置法第62条の3第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る同号イに規定する土地等について、当該事業年度の別表三（二の三）「18」の欄に記載すべき金額が、当該土地等に係る当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の別表三（二の三）「18」の金額と異なる場合に限り、）に記載します。